

自転車を活用した地域活性化調査業務委託に係る

公募型プロポーザル募集要項

令和7年7月

成田市空港部空港地域振興課

募 集 要 項

1. 業務の目的

本市では、成田空港の更なる機能強化が進む中、地域と空港の共生の実現に向けて、空港のプラスの効果が騒音地域に及ぶよう、騒音地域の振興を図っていく必要があることから、令和5年度より2か年をかけて、騒音地域における地域振興のニーズ把握及び地域資源等の分析等の調査を行い、「騒音地域における環境整備調査報告書」（別紙1）を取りまとめ、騒音地域全体及び地域別の具体的な振興策（地域振興メニュー）を策定した。

本市には日本の空の表玄関である成田国際空港や、成田山新勝寺をはじめとする観光施設が所在し、国際観光都市として多くの観光客が訪れている。

また、映画やドラマのロケーションスポットなども多数あり、さらに、騒音地域においては、緑豊かな田園や里山が広がり、神社仏閣、歴史的建造物など魅力あるスポットが所在している。

加えて、本市の周辺においては、各飲食店や歴史的建造物などを見どころとした利根川沿いを巡るサイクリングコースや、太平洋を望む九十九里の大自然から里山を巡る成田空港と九十九里間を回遊するサイクリングコース、雄大な自然を眺めながら広域的に各市町村を結ぶ印旛沼流域のサイクリングコースが設定されているところである。

このような本市が有するポテンシャルや本市周辺に複数のサイクリングコースが設定されている状況などを踏まえ、騒音地域に所在する懐かしい里山の風景や歴史的資源、観光施設やスポーツ施設などの地域資源と自転車を活用して、市内外からの来訪を促進し、地域の活性化を目指すことを目的にサイクリングコースの設定を地域振興メニューとした。

本業務は、この地域振興メニューとして、騒音地域内を回遊するサイクリングコースや空港、市街地等から騒音地域を繋ぐサイクリングコースを設定することを目的とするものである。

2. 業務の概要

（1）業務名称

自転車を活用した地域活性化調査業務委託（以下「本業務」という。）

（2）履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

（3）業務内容

「自転車を活用した地域活性化調査業務委託に係る仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として選定された者の提案内容に応じて変更することができるものとする。

3. 提案限度額

提案金額（消費税及び地方消費税を含む。）の上限は、5,896千円とする。なお、この金額は契約額や予定額を示すものではなく、事業の最大規模を示すための提案上限額で

あり、提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

4. 選定方式及び契約方法

本業務の実施に当たっては、自転車を活用した地域活性化調査業務委託が騒音地域の振興策としての位置付けであることや、道路交通法や道路整備などに関する専門的な知見や知識を要し、歴史的資源、観光施設やスポーツ施設などの地域資源の活用を踏まえた上での企画・提案力等が求められることから、受注者の選定に当たっては、価格のみによる競争ではなく、豊富な経験と専門的な知識を有し、適正かつ円滑に本業務を遂行できる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を採用し、優先交渉者を選定する。

優先交渉者の選定後、仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該事業者と随意契約を締結する。

5. 参加資格

（１）本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たすこととする。

- ① 本業務を確実に遂行できる者。
- ② 平成２７年４月１日からプロポーザルの公募開始の日までに、自転車を活用した地域活性化調査業務と同種の業務について、元請として受注し、完了した実績を有する者。
- ③ 自転車を活用した地域活性化調査業務と同種の業務について、実績を有する担当者を配置できる者。
- ④ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア. 手形交換所による取引停止処分を受けて２年間を経過しない者又は本プロポーザルの公募開始日前６か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
 - イ. 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ウ. 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
 - エ. プロポーザルの公募開始の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成２４年４月１日制定）に基づく指名停止措置、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要項に基づく入札参加除外を受けている者。

（２）公募開始日時点において上記（１）の要件を満たしていた者が、契約締結日までに要件を満たさなくなった場合には、その時点で参加資格を失う。

6. スケジュール

公募開始から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和7年7月9日（水）	公募開始
令和7年7月14日（月）	質問書の受付締切
令和7年7月18日（金）	質問回答
令和7年7月25日（金）	プロポーザル参加申請の受付締切
令和7年7月31日（木）	企画提案書受付締切
令和7年8月7日（木）	選定審査委員会の開催（プレゼンテーション）
令和7年8月下旬（予定）	選定結果及び受注者決定の通知

7. 募集方法

（1）公募開始年月日

令和7年7月9日（水）

（2）実施要領等の配布方法

印刷物での配布は行わないため、市ホームページ（https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page0115_00033.html）からダウンロードすること。

8. 質問の受付及び回答

（1）質問の受付

本プロポーザルに係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。なお、電話などによる口頭での問い合わせ及び再質問には対応しない。

①質問方法：質問書（様式1）を記入した上で、下記の電子メールアドレスに電子メールで送信するものとし、電話で着信確認を行うこと。

②電子メールアドレス：chishin@city.narita.chiba.jp

③電子メールの件名：自転車を活用した地域活性化調査業務委託質問書（法人名）

④質問受付期間：令和7年7月9日（水）～令和7年7月14日（月）17時

（2）質問の回答

質問事項への回答は、令和7年7月18日（金）までに成田市ホームページ（https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page0115_00033.html）に掲載する。

9. プロポーザル参加申請

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、以下に基づき、あらかじめ参加申請を行うものとする。

（１）提出書類

参加申請書（様式２）

（２）提出期限

令和７年７月２５日（金）１７時まで（必着）

（３）提出先及び問い合わせ先

〒２８６－８５８５ 成田市花崎町７６０番地

成田市役所 空港部 空港地域振興課

電話：０４７６－２０－１５２０（直通）

電子メールアドレス：chishin@city.narita.chiba.jp

（４）提出方法

持参、郵送又は電子メールとし、いずれの場合においても受付期間外の提出は受理しない。電子メールで提出した場合は、電話で着信確認を行うこと。

なお、持参の場合の受付時間は、平日の９時から１７時までとする。

また、郵送の場合は、配達業者の事情は一切考慮しないので、注意すること。

10. 企画提案書の提出

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとする。

（１）提出書類

①企画提案書等提出届（様式５）

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
- ・連絡先等については、本プロポーザルについて、市から連絡を受ける部署、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。

②企画提案書

- ・Ａ４判で１０ページ程度まで（表紙を除く。Ａ３を使用する場合は横折込みとする。）とする。
- ・内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者でも容易に理解できるよう配慮すること。

③業務の実施体制（任意様式）

④業務工程表（任意様式）

⑤見積書（内訳書添付）

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・提案金額の上限を超えないこと。
- ・内訳書を添付すること。
- ・消費税及び地方消費税の税率は、１０％として見積もること。

⑥法人の概要（様式3）

⑦業務実績調書（様式4）

・該当する実績を直近の契約から記載し、契約書の写し等を添付すること。

⑧その他必要と思われる資料

※①～⑧の順序でインデックスを付け、A4縦フラットファイルに左綴じで作成し、正本1部、副本8部を提出すること。

（2）企画提案書提出期限

令和7年7月31日（木）17時まで（必着）

受付時間は、平日の9時から17時までとする。

（3）提出先及び問い合わせ先

参加申請時と同じ。

（4）企画提案書の提出方法

持参又は郵送とし、いずれの場合においても受付期間外の提出は受理しない。

なお、持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。

また、郵送の場合は、配達業者の事情は一切考慮しないので注意すること。

（5）企画提案書全般に係る留意事項

①参加希望者1者につき、提案は1件とする。

②提出された書類は返却しない。

③提案に際し要した費用は、各提案者の負担とする。

④提出された企画提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。

⑤提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。

⑥提出された企画提案書を公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。

⑦「自転車を活用した地域活性化調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）第6条の各号の一に該当する場合、その企画提案書は無効とする。

11. 参加の辞退

プロポーザルの参加申請後に参加を辞退する場合は、すみやかに参加申請時と同じ問い合わせ先に連絡するとともに、参加辞退届（様式6）に辞退の理由を明記して提出すること。

12. 審査方法及び評価基準

本プロポーザルは、実施要領第2条に規定する選定審査委員会が評価を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。

(1) 選定審査委員会の開催（プレゼンテーション）

- ・選定審査委員会の実施日時は、令和7年8月7日（木）とする。
- ・審査の順番は、企画提案書の提出の早い順から先に行うものとする。
- ・プレゼンテーションは、1者につき30分程度（20分以内の企画提案と10分程度の質疑応答）とする。
- ・提案者が1者であっても審査を行う。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書に記述された文章、図、イラスト等の範囲内で行うこととし、当日の追加資料の配布や使用は一切認めない。
- ・プロジェクター及びスクリーンは市において用意するが、その他必要な機材は提案者が用意すること。
- ・開催時間などの詳細については、電子メールにて通知する。

(2) 評価基準

評価基準は、実施要領で定めるとおりとする。

(3) 優先交渉権者の選定

評価得点の順位が第1位の者を実施要領第5条の規定により、優先交渉権者、第2位の者を次点交渉権者とする。なお、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割に満たない場合には、優先交渉権者として選定しない。

(4) 選定結果の通知

市長は、実施要領に基づき開催された選定審査委員会の結果を各提案者に通知するものとする。なお、通知する結果は当該提案者に関する結果のみとする。

(5) 受注者の決定

優先交渉権者は、企画提案書の内容等に基づき、契約締結に向けた諸条件について、市と協議を行った上で、仕様書を確定させた後、改めて見積書を提出するものとする。ただし、提案の内容が全て契約時の仕様書に盛り込まれるものとは限らない。

協議が整い次第、市長は優先交渉権者を受注者として決定し、契約手続を行う。なお、協議が整わない場合、市は、次に得点が高いものから順に契約交渉を行い、合意に達した者と契約を締結する。

(6) 評価結果の公表

市ホームページにおいて優先交渉権者を公表する。

(7) その他

評価得点は公表せず、選定結果についての質問及び異議等は受け付けない。